

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年7月3日
【会社名】	株式会社高見沢サイバネティックス
【英訳名】	TAKAMISAWA CYBERNETICS COMPANY,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高見澤 和夫
【本店の所在の場所】	東京都中野区中央2丁目48番5号
【電話番号】	03-3227-3361(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 中村 淑寛
【最寄りの連絡場所】	東京都中野区中央2丁目48番5号
【電話番号】	03-3227-3361(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 中村 淑寛
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成29年6月29日開催の当社第48回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

(1) 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金5円 総額43,987,335円

(2) 効力発生日

平成29年6月30日

第2号議案 株式併合の件

平成29年10月1日をもって、当社普通株式2株を1株に併合する。

第3号議案 定款一部変更の件

(1) 第2号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件として、現行定款第6条が規定する発行可能株式総数29,600,000株を株式併合の割合に合わせて14,800,000株に変更するとともに、当社株式の売買単位を100株とするため、現行定款第8条に規定する単元株式数を1,000株から100株に変更する。

(2) 上記(1)の変更の効力は、第2号議案の株式併合の効力発生日である、平成29年10月1日をもって生ずるものとする旨の附則を設ける。なお、本附則は株式併合の効力発生日経過後、これを削除する。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として、大井明典、倉田民男、南浩一の3氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

議案	賛成	反対	棄権	賛成率	決議の結果
第1号議案	7,578個	10個	- 個	96.3%	可決
第2号議案	7,580個	8個	- 個	96.3%	可決
第3号議案	7,580個	8個	- 個	96.3%	可決
第4号議案					
大井 明典	7,467個	121個	- 個	94.9%	可決
倉田 民男	7,462個	126個	- 個	94.8%	可決
南 浩一	7,462個	126個	- 個	94.8%	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第2号議案及び第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
- ・第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対、及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。